

令和 7 年 10 月 3 日

サンデン健康保険組合 被保険者各位

サンデン健康保険組合
理事長 大月 孝宏

19 歳以上 23 歳未満の方の被扶養者認定基準の変更について

2025 年 10 月 1 日より、19 歳以上 23 歳未満の方（被保険者の配偶者を除く）については、被扶養者として認定される年間収入の上限が 130 万円未満から 150 万円未満に引き上げられます。

※学生であるか否かは問わず、年齢のみで判断されます。

※年齢要件の判定については、所得税法上の取扱いと同様、その年の 12 月 31 日時点の年齢で判定いたします。

注：年齢は民法上、誕生日の前日に加算されるため、誕生日が 1 月 1 日の方は 12 月 31 日において年齢が加算されることにご留意ください。